明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○保険業法第三百八条の二第一項の指定に関する件（**金融庁**一〇〇）　一
○銀行法第五十二条の六十二第一項の指定に関する件（**同**一〇一）　二
○信託業法第八十五条の二第一項の指定に関する件（**同**一〇二）　二
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項の指定に関する件（**同**一〇三）　二
○貸金業法第四十一条の三十九第一項の指定に関する件（**同**一〇四）　二
○農林中央金庫法第九十五条の六第一項の指定に関する件（**金融庁・農林水産**一一）　二
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（**財務・農林水産・経済産業**八）　五
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一六三六）　九
○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一〇五五）　一〇
○航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示の一部を改正する件（**同**一〇五六）　一〇
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（**同**一〇五七）　一〇
○航空機の位置通報点に関する件（**同**一〇五八）　一〇
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（**同**一〇五九）　一〇
○岡山空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**一〇六〇）　一〇
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件（**同**一〇六一）　一〇
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**一〇六二）　一〇
○航空交通管制業務に関する件（**同**一〇六三）　一〇

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十一年度平成二十二年七月分）（財務省）　一一

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記関係　一三
地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

告示

○金融庁告示第百号

保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者を指定したので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

一　名称　社団法人生命保険協会
主たる事務所の所在地　東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
紛争解決等業務の種別　生命保険業務及び外国生命保険業務
指定をした日　平成二十二年九月十五日

二　名称　社団法人日本損害保険協会
主たる事務所の所在地　東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地
紛争解決等業務の種別　損害保険業務、外国損害保険業務及び特定損害保険業務
指定をした日　平成二十二年九月十五日

三　名称　一般社団法人保険オンブズマン
主たる事務所の所在地　東京都港区虎ノ門三丁目二十番四号
紛争解決等業務の種別　損害保険業務、外国損害保険業務、特定損害保険業務及び保険仲立人保険募集
指定をした日　平成二十二年九月十五日

四　名称　一般社団法人日本少額短期保険協会
主たる事務所の所在地　東京都中央区八丁堀三丁目十二番八号
紛争解決等業務の種別　少額短期保険業務
指定をした日　平成二十二年九月十五日

○金融庁告示第百一号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者を指定したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

一　名称　全国銀行協会
主たる事務所の所在地　東京都千代田区丸の内一丁目三番一号
指定をした日　平成二十二年九月十五日

○金融庁告示第百二号

信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者を指定したので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十二年九月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

一　名称　社団法人信託協会
主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町二丁目六番二号
指定をした日　平成二十二年九月十五日

○金融庁告示第百三号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者を指定したので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十二年九月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

一　名称　社団法人信託協会
主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町二丁目六番二号
指定をした日　平成二十二年九月十五日